

2021. 8. 1

第158号



# いたくら 議会だより



板倉保育園のプール開き（7月12日）

## 今月の主な内容

- 議長 副議長就任あいさつ・議会構成 ..... P.2
- 6月定例会・新制定条例..... P.4
- 一般質問（3人） ..... P.7
- 第2回臨時会・議会日誌..... P.10
- みんなの声..... P.12

板倉町議会ホームページへ

QRコードを読み込むと議会  
ホームページが開けます



# 議長・副議長が選出されました



議長に  
今村好市氏  
副議長に  
市川初江氏

令和3年第2回板倉町議会臨時議会が5月7日(金)に開会し、5月26日(水)、6月2日(水)、6月11日(金)まで4回開催されました。  
議長選挙は6月11日に行われ、今村好市氏が選出されました。副議長選挙は5月26日に行われ、市川初江氏が再選されました。  
また、6月11日には各常任委員の選任及び委員長・副委員長の選任、一部事務組合議会議員の選挙が行われました。

## 議長・副議長就任あいさつ



副議長 市川初江  
優しい思いやりの心で  
町民のお手本になれる  
議会に



議長 今村好市  
議会の果たすべき  
機能と役割を！

# 議会構成が決まりました

### 議会構成人事案件

●板倉町議会議長の選挙  
6月11日、延山宗一議長の辞職願が許可され、選挙を行いました。投票の結果、今村好市氏が議長に当選しました。

●板倉町議会副議長の選挙  
5月26日、市川初江副議長の辞職願が許可され、選挙を行いました。投票の結果、市川初江氏が副議長に再選しました。

●各常任委員の選任  
板倉町議会委員会条例に規定する各常任委員会の委員については、議長が会議に諮って指名することになっております。議員の申し合わせにより、各議員の希望を聴取し、選考委員によって選出された議員を議長が指名しました。  
①総務文教福祉常任委員会  
②産業建設生活常任委員会  
③予算決算常任委員会

●議会運営委員の選任  
議会運営委員については、議長が会議に諮って指名することになっております。議員の申し合わせにより、各常任委員長3名及び各常任委員会より各1名の3名、計6名を議長が指名しました。

●各委員会委員長及び副委員長の選任  
各委員会の委員長及び副委員長については、板倉町議会委員会条例の規定により、各委員会で互選により選任されました。

●一部事務組合議会議員の選挙  
一部事務組合議会議員については、議会運営委員会で選任し、議長の指名推薦により、各組合議会議員が選出されました。  
①邑楽館林医療事務組合  
②館林衛生施設組合  
③館林地区消防組合  
④群馬東部水道企業団

議 会 構 成

議 長 今 村 好 市

副 議 長 市 川 初 江

予算決算常任委員会	産業建設生活常任委員会	総務文教福祉常任委員会
委員長 亀井 伝吉 副委員長 本間 清 委員 全 議 員	委員長 小林 武雄 副委員長 小野田富康 委員 市川 初江 委員 延山 宗一 委員 荒井 英世 委員 本間 清	委員長 針ヶ谷稔也 副委員長 亀井 伝吉 委員 青木 秀夫 委員 黒野 一郎 委員 森田 義昭 委員 今村 好市

一部事務組合 議会議員	議会運営委員会
● 群馬東部水道企業団 今村好市 ● 邑楽館林医療事務組合 小野田富康 ● 館林衛生施設組合 小林武雄 ● 館林地区消防組合 小野田富康 ● 館林地区消防組合 青木秀夫 ● 館林地区消防組合 本間清夫 ● 館林地区消防組合 黒野一郎 ● 館林地区消防組合 針ヶ谷稔也	委員長 荒井 英世 副委員長 森田 義昭 委員 黒野 一郎 委員 亀井 伝吉 委員 小林 武雄 委員 針ヶ谷 稔也

6月11日に開催された臨時議会におきまして、議長に選任され、その職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いです。  
昨年からは新型コロナウイルス感染症拡大により、社会経済活動、日常生活が大きな制約を受けています。当然、行財政運営、議会活動にも影響を受けながら進んでいる現状です。一日も早いコロナウイルスワクチンの接種が推進し収束できるようお願い、対策強化を進めてまいります。

この度の臨時議会におきまして、副議長に選任されました。その職務を全うするよう努力精進して参る所存です。議員は町民の代弁者であると共に、執行部のチェック機能をしっかりと果たす大切な役割があると認識しています。世界中がコロナの渦の中にある今日、町民の命を守る為、「コロナ感染防止対策をしっかりと行っていますが、経済不況国民は不自由な生活の中にあります。人間には「困っている人を助けたい」と思

さて、改めて地方議会の果たすべき機能と役割「町の重要施策の決定・政策立案・行政運営の監視機能」を再認識し議会運営の活性化に向け、自立した議会活動の推進を図り、住民自治をより一層高める努力をしてまいります。  
町民の皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げます。任のあいさつといたします。

う慈悲の心もあれば「人を押しつけるも幸せになろう」と思う自己本位の心もありません。「法は人によつて尊し」といわれます。「法」はそれを信じる人の行いによって変わって真価が発揮されるのです。「まず人さま」という心を大きく育み、人さまのために喜びを味わいつつ議会人として周りの人のお手本となるよう努力精進して歩み続けて参りたいと思います。皆さまのご支援ご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶と致します。



令和3年第2回定例会が、6月22日(火)から6月23日(水)までの2日間の日程で開催されました。今回の定例会では、報告3件、町道路線の認定議案1件、財産の取得に関する議案1件、発議2件の報告を除く合計4議案が審議されました。

議員発議による条例の制定議案など4議案を審議

議員発議により『板倉町感染症症患者等の人権の擁護に関する条例』を制定  
一般質問に3人の議員が登壇

報告

◆令和2年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。繰越した事業は、避難所感染予防対策事

業以下6事業であり、翌年度への繰越額の総額は、6,912万2千円です。この財源内訳は、国庫支出金5,144万6千円、一般財源1,767万6千円です。

◆令和2年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。令和2年度の主な事業は、板倉ゴルフ場に係る地権者の連絡調整及び代替地の水利費補償等の業務です。決算は、収入5万2,697円に対して、支出8万1,027円であり、2万8,330円

の損失でした。なお、町の監査委員から、適正に処理されている旨の報告をいただいています。

◆令和3年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

板倉町が出資している板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法の規定により、議会に報告するものです。令和3年度の主な事業計画は、板倉ゴルフ場に係る地権者の用地調整業務です。予算の概要は、用地調整業務の費用及び法人税等の経費として、25万4千円の支出に対して、群馬県企業局からの用地調整業務に関する収入及び預金利息の収入を見込んでいます。

議決議案

◆町道路線の認定について  
一級河川板倉川の河道改修工事の完了や板倉ニュータウン産業用地の造成による板倉川沿いの道路が整備されたことから、一般県道板倉粉谷館林線の旧道であった板倉川管理道路について、町道路線の認定を行うものです。認定する路線は、町道3530号線・延



町道3530号線

動議

◆地方自治法第103条第2項の遵守について  
小林武雄議員から「地方自治法第103条第2項の遵守について」の動議が発議され、他の議員の賛成により動議が成立しました。しかし、これを議題とし、直ちに議事日程に追加することに異議が出され、採決の結果、賛否同数となりました。なお、この動議につきましては、23日の定例会休憩中に議会運営委員会を開催し、9月定例会で議事日程に追加することになりました。

動議を議題とし直ちに議事日程に追加することへの賛否

審議結果	今村好市	市川初江	青木秀夫	黒野一郎	延山宗一	荒井英世	針ヶ谷稔也	小林武雄	本間清	森田義昭	亀井伝吉	小野田富康
賛成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
反対	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
欠席												
議長が採決しました												

参考：地方自治法第103条第2項（抜粋）  
議長及び副議長の任期は、議員の任期による。



旧北小学校の防災倉庫（イメージ）

倉庫、数量6棟で、うち新規購入が5棟、移設が1棟です。契約金額、1,124万2千円、うち消費税は、102万2千円、契約の相手方は前橋市の星野総合商事株式会社です。また、設置する場所は、東小の校庭東側に整備する計画です。

◆財産の取得について（令和3年度板倉町避難所感染予防対策事業（防災倉庫購入））

避難所感染予防対策事業により、防災倉庫を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。本取得財産の品名・数量及び契約の相手方については、取得財産の品名、アルミ製防災

議員発議

◆板倉町感染症症患者等の人権の擁護に関する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症に対して国は、緊急事態宣言や蔓延防止法などの対策により感染抑制に努めています。1年半という時間が経過しても未だ終息には至っていません。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染者のみならず、その家族、濃厚接触者や医療従事者などに対する偏見、誹謗中傷、不当な差別またはプライバシーの侵害（本条例では人権侵害行為といえます）などの行為が大きな問題になっていきます。

全国の自治体の中にはそのような行為に対応すべく条例を制定し、住民の人権を守ろうとする取り組みが見受けられます。県内でも昨年からは藤岡市、安中市、邑楽町で新型コロナウイルス又は新型コロナウイルスを含む感染症による人権侵害に対応した条例が制定されているところです。

議員発議

板倉町議会におきましても新型コロナウイルスを含む感染症による人権侵害行為に対応するため「板倉町感染症症患者等の人権の擁護に関する条例」を本議会に上程することとしました。

本条例により、町、議会、町民及び事業者が相互に連携を図りながら、町民が安心して生活できる地域社会の実現を目指すものです。板倉町が目指す安全安心な町づくりに貢献できるものと考えています。

※本条例全文は6ページに掲載しています。

◆板倉町議会会議規則の一部を改正する規則について

全国町村議会議長会の標準町村議会会議規則の一部が改正され、これを準用する板倉町議会会議規則について所要の改正を行うものです。改正内容は、議会への欠席事由に、「出産」「育児」「介護」等を追加すること、また、議会への請願手続きにおいて、請願者に対し一律に求めている押印の義務付けを、署名又は記名押印に改めるものです。



# 板倉町感染症患者等の人権の擁護に関する条例

令和3年6月22日(火)に開かれまして定例会で、針ヶ谷稔也議員から本条例制定の議案が議員全員の賛成署名をもって発議され、全会一致で可決されました。(針ヶ谷議員の提案理由は5ページに掲載しています。)なお、本条例は6月24日に施行されました。(下記全文)

(令和3年6月24日板倉町条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。)をはじめとする住民生活又は社会生活に重大な影響を及ぼす感染症について、町、議会、町民及び事業者の責務を定めることにより、相互に連携を図りながら感染症を原因とする人権の侵害を未然に防止し、もって安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症法第6条第1項に規定する感染症をいう。
- (2) 事業者 町の区域内において、事業を行う法人その他の団体(学校等を含む。)又は事業を行う個人をいう。
- (3) 感染症の患者等 次のアからエまでに掲げる者をいい、当該者が所属する事業者、地域等を含む。
  - ア 感染症の患者、感染症に罹患(りかん)しているおそれがある者、感染症に罹患し治癒した者、感染症の患者と接触した者及びその家族
  - イ 医療・福祉従事者等、職務上、感染症に罹患する可能性が高いと考えられる労働環境下での業務に従事している者及びその家族
  - ウ 生活物資の輸送又は販売等、職務上、感染症に罹患する可能性が相対的に高いと考えられる労働環境下で、社会機能の維持に不可欠な業務に従事している者及びその家族
  - エ 海外から帰国した者、訪日外国人、帰省者及びその家族

(基本理念)

第3条 何人も、感染症の患者等に対して、罹患していること、罹患しているおそれがあること又は罹患していたことを理由として、偏見、誹謗(ひぼう)中傷、不当な差別又はプライバシーの侵害(以下「人権侵害行為」という。)をしてはならない。

(町の責務)

第4条 町は、感染症の患者等に対する人権侵害行為をなくすために感染症に関する正しい知識・情報の普及啓発及び発信に努めるものとする。

2 町は、人権侵害行為による被害を受けた感染症の患者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、感染症の患者等のおかれている状況に鑑み、町と連携して、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(町民の責務)

第6条 町民は、町、県及び国等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の患者等に対し、人権侵害行為を行わないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、町、県及び国等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、事業活動に当たり感染症の患者等に対し、人権侵害行為を行わないようにしなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 一般質問

議会 2日目 6月23日(水)



森田 義昭 議員

### 新型コロナウイルス ワクチン接種と 緊急避難場所について問う

ワクチン接種の問題点について

問：当町においてもワクチン接種が始まった。第一回目までの問題点があったら伺いたい。

答：健康介護課長 第一回目、初日の流れですが、人の流れが滞る場面が生じました。必ずしも順調とはいえないスタートでございます。それでも、予定時間内に計画通り、150名の接種を無事に事故なく終えることができました。

うに改善されたのか。

答：健康介護課長 2日目からは、番号札に時間を入れました。順番を守って流すようにいたしましたところ、受付から接種までの時間がスムーズに流れるようになったところ。そのおかげで当初は150名だったところ、今では240名位の勢いでやらせていただいております。

余ったワクチンについて

問：当日ドタキャン等で余ったワクチンはどう処理したのか。

答：健康介護課長 そのような場合も当初より予測しておりました。



コロナワクチン接種会場の様子(中央公民館)

キャンセル待ち、当時まだ接種日が決定していない方、又、町長、副町長、医療機関の従事者、接種会場のスタッフ、そして役場の職員等、接種者を確保しておき、ワクチンが破棄されぬよう、進めております。いずれも30

移動困難者について

問：一人で来られない方への配慮は。

答：健康介護課長 場合によっては、巡回型を医療機関の先生と相談もしております。皆様には、ぜひ、配慮が必要な方には事前に連絡いただければ、スタッフが万全を期してお待ちしております。

全町民への接種時期について

問：全町民の方が接種されるのは、いつ頃と予定されるのか。

答：健康介護課長 なにし

緊急避難場所について

問：緊急避難場所の進捗状況について

答：総務課長 現地の測量等に入る了解を得て、測量を始めています。



避難場所整備イメージ(茨城県五霞町)



### 一般質問

議会 2 日目 6月23日(水)



本間 清 議員

## 外出支援としての デマンドバス導入の検討を

### デマンドバスについて

**問**：デマンドバスとは利用者の要望に応え、運行ルート、時間、乗降場所などに対応させる仕組みの車両のことを言う。少子高齢化社会に向け、気軽に利用できる移動支援サービスを形成し、車の運転や家族の送迎に頼らない外出支援は、これから必要とされるのでは。

のような移動需要があるか、把握した上で財政的な制約がある中、デマンドバスは万能ではない一面もあり、十分な検討が必要である。

### 課題と解決策は

**問**：実現化に向けた課題と解決策は。

**答**：総務課長 隣の明和町で令和2年4月から3年間の試験運行を実施、その後継続するか決めるということであるが、公表されている内容では利用者が少ないと感じる。板倉町で同様な内容を実施した場合の見積りが年間約2,000万円かかる。



運行が始まった町コミュニティバス

これは館林板倉線の年間経費負担が1,500万円なので、それよりもかなり大きくなる。明和町の状況を参考にし検討することになる。

### 施設の利用について

**問**：北小、南小学校、資源化センターの活用について方向付けできた

ものはあるのか。  
**答**：企画財政課長 北小、南小学校については両施設とも避難施設としての利用確保を最優先に考慮すべきと考えている。北小は校舎全部を、南小は水害時3階を避難所とし、1、2階部分については町民アンケート等を踏まえ検討していく。資源化センターについてはスポーツ施設としての再利用の意見が多くあるが、3億から4億円の改修費用がかかる。慎重な検討が必要である。



避難スペースの拡大に向けた物品譲渡

### 一般質問

議会 2 日目 6月23日(水)



針ヶ谷 稔也 議員

## 農地を維持活用する方法は ワクチンの接種率を上げ 集団免疫を獲得しよう

### 農業振興について

**問**：農地について、新規就農、規模拡大、相続後の活用では中間管理機構の利用が有効であると考えるが、受付、契約の方法と利用状況は。

**答**：産業振興課長 現実的には、役場、JA邑楽館林、邑楽土地改良区で相談、受付契約の手続きを行っている。利用状況は、平成27年度からの取り組みで、209.3ha(耕作面積の約9.7%。田んぼ170ha、畑39ha)貸し手840に対し借り手243であり集約が図られている。

と考えている。  
**問**：借地にハウスなどの施設は建設可能なのか。

**答**：産業振興課長 契約の際、確認が必要である。契約解除の際は原状回復するなど取り決めがある。

**問**：東洋大学との連携事業の実績は。

**答**：産業振興課長 平成11年からの取り組みで、紅しぐれ大根、ニンジンのアロマレッドなどの実績がある。

**問**：東洋大学の撤退が決定しているが、本事業の継続は。

**答**：産業振興課長 昨年度末、大学側から打ち切りの連絡があった。

**問**：スマート農業に対する

スマート農業に対する



自動直進する田植え機

**問**：産業振興課長 担い手の減少・高齢化の進行に対し、省力化・従事者の負担軽減の面から必要と考える。町としての実績はまだ無いが、情報収集と調査研究の必要性を感じている。県やJAと連携しながら、意欲のある農家を支援できるように取り組んでいく。

町の方針は。  
**問**：高齢者(65歳以上)接種対象者の数と接種率は。  
**答**：健康介護課長 対象者の数は4,950名。予約者数は4,240名で接種率は85.6%である。

**問**：接種時の副反応について、実情は。  
**答**：健康介護課長 重度の副反応報告や相談は無い。薬剤師会の協力で相談ブースを設け、接種後安心してできるよう改善を図っている。

**問**：今後、接種証明の提示を求められることが推察されるが、証明書は発行されるのか。  
**答**：健康介護課長 予防接種名、接種日、ワクチ

ン接種接種の様子



ワクチン接種の様子

ンのロットナンバー、そして接種会場を記録した接種済証を渡している。国からの接種証明(海外渡航)については、説明会等をへて順次準備を進めていく。  
**問**：一般(16歳~64歳)の接種率を上げるには、休日・夜間の対応も必要と考えるが、町の考えは。  
**答**：健康介護課長 受けやすい環境づくりは重要と考える。郡内の市町、医師会と協議・検討中。  
**問**：接種率を上げ、集団免疫を獲得した後は、抗体検査の重要度が増すと考えるが、町の考えは。  
**答**：町長 重要な提言だと思つ。何らかの対応を考えていく。



議会日誌

6月

- 2日 臨時会
- 8日 全員協議会（議員のみ）
- 11日 臨時会
- 15日 議会運営委員会
- 16日 利根川新橋建設推進協議会監査
- 22日 6月定例会（初日）  
本会議／常任委員会
- 23日 6月定例会（最終日）  
一般質問／本会議  
議会運営委員会／議員のみ協議会／  
議会広報特別委員会

7月

- 7日 水防協議会／館林地区消防組合議会  
第1回臨時会
- 9日 群馬東部水道事業団7月臨時会
- 12日 原水爆禁止国民平和行進
- 15日 南小保管書籍検討会議  
常任委員会／議会広報特別委員会
- 16日 農業近代化資金審査委員会
- 21日 全員協議会／議員のみ協議会

令和3年第2回板倉町議会臨時会

令和3年5月7日(金)に開かれ、延会となった令和3年第2回板倉町議会臨時会は、5月26日(水)、6月2日(水)のいずれも「議会構成の議事日程を延期し延会する動議」が出され、これが可決されたため、延会になりました。（※各議員の賛否の状況は下段表のとおり）6月11日(金)は、町長から承認議案3件が提出され、いずれも全会一致で可決され、その後新たな議会構成が決まり、閉会しました。

延会動議



●5月26日  
今村好市議員から延会の動議が発議され、他の議員の賛成により動議が成立し、日程に追加しました。

提案者 今村議員

【提案理由要旨】

5月7日の臨時議会において板倉町議会先例集の遵守について、賛成多数で動議が可決されている。延山議長から先例集もしくは板倉町議会議員申合せ事項は、地方自治法に反しているという話があったが、恐らく全国自治体の6割から7割、群馬県の市町村もしくは県議会においても、慣例によって1年もしくは2年交代で議会運営がスムー

ズに行われているので、必ずしも自治法に反しているということはない。板倉町においても、先例集に基づいて一部事務組合議員と監査委員は2年で辞職願が出ている。これは全て法に違反するという理解でよろしいのか。先ほど申し上げた議会の議決については、法的な根拠はないということなのだろうが、その辺についての議長の見解がよく分からない。したがって、議会がただ今混乱状況にあるので、このまま常任委員会もしくは一部事務組合議員の選出をするということは、法に触れるということもある。これは延期の議事についてはは延期を提案するものである。

承認議案

●6月11日

この日の臨時会では、補正予算に係る承認議案3件が緊急を要する議案として議事日程に追加、審議され、全会一致で可決されました。  
◆専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第3号））  
本補正予算は、今年度第3回目の補正予算で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出

提案者 針ヶ谷議員

【提案理由要旨】

今までの議長の発言の中で、町議会で取り決めた先

それぞれ4,957万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、56億3,286万円とするものです。今回の補正及び専決処分の理由は、新型コロナウイルス感染症にかかるとともに、群馬県では、5月4日に警戒度を3から4に引き上げたことから、町としても速やかに予防啓発等の事業を行うため予算化し、専決処分として対応したものです。

答 峯崎企画財政課長

各旧小学校の整備の内容は、現在3階等の理科実験室や家庭科室などに、据付けのテーブル、水道、机などが残っていますので、それらを撤去しまして、避難スペースとして活用できる



水郷公園付近の看板設置予定地

ように工事を行うものです。また、併せて旧北小学校は、車や人の出入りがしやすいように門扉の撤去等を行う予定です。  
また、看板の設置場所ですが、県道館林藤岡線の北小学校付近、県道板倉粉谷館林線の富士食品そばのコンビニ二付近、国道354号

◆専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第4号））

本補正予算は、今年度第4回目の補正予算で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,431万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億5,717万6千円とするものです。

問 針ヶ谷議員

イメージキャラクター地域活性化事業のいたくらんのぬいぐるみキーホルダー作成業務委託41万6千円については、いくつ作成をして、どのような活用を考えているのか伺いたい。

答 伊藤産業振興課長

本事業は、群馬県町村会の観光パンフレット等作成事業による30万円の負担と

町の支出の41万6千円を合わせて、71万6千円の事業費となります。購入する数ですが、1体当たり約715円で、千体を購入する予定です。  
活用につきましては、町の事業の参加賞等々で年間約400体は頒布できると考えています。また、一部販売も商工会と現在協議を進めているところです。



他市町のぬいぐるみキーホルダー

◆専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号））

本補正予算は、今年度第1回目の補正予算で、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ659万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,941万4千円とするものです。

## 板倉町をよりよく するために

PRイベントと旧小学校  
の活用で町の活性化を



たまき  
小暮珠貴さん  
(板倉中学校3年)

**私**は、板倉町が大好きです。毎日豊かな自然の中で生活することができます。そして、雷電神社などの文化遺産やラムサール条約に登録されている渡良瀬遊水地があります。また、二つの川に囲まれ、「群馬の米どころ」としても有名です。そんな板倉町をもっとよりよくするために、二つのことを町政に提案します。一つ目は、板倉町の魅力をPRするイベントを行うことです。コロナの影響でいろいろなイベントが中止になってしまいました。このコロナ禍でも板倉町の魅力を伝えられる工夫を考えてもらいたいと思います。二つ目は、一昨年廃校となった南小学校と北小学校に新たな商業施設を造ることです。そうすることで、町全体も活性化し、人口なども増えるのではないかと思います。私の大好きな板倉町が、より発展し、より過ごしやすい町になることを心から願っています。

## 新型コロナ感染防止 に最大の努力を！

基本は、  
町民一人ひとりの自覚



ただし  
小島匡史さん  
(大字細谷)

## みんなの 声

**い**つの世も大変な時はあったはず。しかし、それを乗り越えての今があるものだと思います。まさに今、新型コロナウイルスは我々に与えられた最大の試練と受け止め、その終息のため一人ひとりの日々の努力が大切かと考えます。感染防止のワクチン接種も、町当局の企画のもとスムーズに進められているとの多く声を耳にし、一町民としてありがたく感じています。しかしながら東京を中心とした首都圏の一都三県では、依然として感染拡大が深刻で、近県への広がりが懸念されるところです。栃木・埼玉・茨城の三県と接する板倉町は、人の流れも多様で感染拡大が心配されます。今後もコロナウイルス終息に向け、見えない敵と正面から向き合い、本町の最重要課題として、しっかりと実態を見すえて、決して対応の遅れのないよう、その徹底にさらなる努力を心から願っています。

## 編集後記

昨春、家の二階にツバメが巣をかけてひなが誕生したが、成長した子のまわりを円を描くように、親鳥がくり返し旋回していたが、翌日には大空へと飛び立つたのには驚き！長い翼と二又に分かれた尾をもち大空を翔ける飛鳥は、去年コロナ禍の最前線で奮闘する医療従事者に感謝、激励するため東京上空に飛来した、航空自衛隊アクロバット飛行チーム、ブルーインパルスを彷彿させる。その二つの飛翔は美しく端整だ。(ここからは日本昔話ふう)と、ところで婆さんや、つるの恩返しということもあるが、ツバメ達世話になったと、巣の中に金のたまごでも置いていかなかったかい？ええ置いてありましたよ爺さんや。鳥のフン返しが。爺さん、ふん！

(議会広報特別委員 本間 清記)

## 『傍聴して町政を知る』

### だれでも簡単にできます 議会傍聴

議会の本会議は公開制となっています。会議当日、受付票に記入していただくだけで、どなたでも自由に傍聴することができます。

#### ◆9月議会定例会(予定)

会期 9月7日(火)～9月16日(木)

議事 (1)条例改正などの議案審議・採決

(2)一般質問

(3)決算認定議案審議・採決

※会期等が変更となる場合もあります。

※詳しい日程等については、後日議会のホームページでお知らせします。

#### お問い合わせ先

議会事務局 TEL.82-1111 (内線701)

TEL.82-6154 (直通)